

早稲田大学藤沢稲門会会則

第1条 (名称)

本会は、早稲田大学藤沢稲門会と称する。

第2条 (目的及び行事) 本会は、会員相互の親睦を図り、地域社会に貢献し、併せて早稲田大学の発展に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、諸種の懇親的行事及びその他の行事を行う。

第3条 (会員資格及び退会、ゴールド会員)

- ① 本会は、藤沢市に在住または在職する早稲田大学卒業生及びこれに準ずる者をもって組織する(以下「正会員」という)。
- ② 前項に該当しない、正会員の配偶者(配偶者に相当する関係にある者を含む)は、希望によりパートナー会員として本会へ入会できる。
- ③ 正会員・パートナー会員の退会は、本人の希望-死亡による。また、別に定める会費を3期分以上滞納した場合は当然にその会員資格を失う。
ただし、再入会を妨げない。
- ④ 学部卒換算60年の会員には長寿表彰を行い、ゴールド会員とする。

第4条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 ② 副会長 若干名 ③ 幹事長 1名 ④ 副幹事長 若干名 ⑤ 事務局長 1名 ⑥ 会計 1名 ⑦ 幹事 30名程度 (但し、運営上の必要数とする) ⑧ 会計幹事 2名

第5条 (幹事、会計監事及びその他の役員)の選出と改選)

幹事及び会計監事は、総会の決議によりこれを選出または改選する。会長・副会長・幹事長・副幹事長・事務局長及び会計は、幹事の互選によりこれを選出する。いずれも再選を妨げない。また役員は、会計監事を除き、他の役員との兼任を妨げない。

第6条 (役員)の任務)

会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐して会務を分担統括し、会長の委任があったときはこれを代理する。幹事長は、会務を執行する。副幹事長は幹事長を補佐する。事務局長は、会の運営上必要な事務を総括する。会計は会の経理事務を担当する。幹事は、幹事会を構成し、本会の運営に当たる。
会計監事は、本会の会計を監査する。

第7条 (常任相談役・名誉顧問・顧問及び参与)

本会は、幹事会の決議により常任相談役・名誉顧問・顧問及び参与を若干名置くことができる。

第8条 (幹事会)

幹事会は、本会運営の推進体として、定例総会及び臨時総会、その他会合の開催及び諸般の行事を企画する。運営上必要な場合は、幹事会主導のもとに、幹事以外の正会員を含む委員会を、適宜設置することができる。

第9条 (会期)

本会の会期は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第10条 (運営費)

本会の運営費は、会費・寄付金及び行事収益をもってこれに充てる。

第 11 条 (会費)

- ① 本会の正会員の会費は、幹事会で定める年会費とする。
ただし、既存の終身会費納入者については現状のままとする。既存の 10 年会費納入者については当初の 10 年間が経過する迄の期間は現状のままとする。
- ② 正会員、およびその配偶者が、双方同時期に正会員である場合には、いずれか一方について会費の半額免除を受けることができる。
- ③ パートナー会員は、年会費は正会員の半額とする。ただし、既存の 10 年会費納入者については当初の 10 年間が経過する迄の期間現状のままとする。
- ④ 納入された会費は、いかなる事由が生じた場合でも退会による返還はしない。

第 12 条 (内規の制定)

幹事会は、必要に応じて内規を制定することができる。

第 13 条 (定例総会及び総会の決議事項)

定例総会は毎期、期初に開催する。定例総会での議題は、幹事の選出・役員人事の承認、毎年の年度予算及び決算、その他幹事会からの提案事項とする。総会の決議事項は、出席正会員の過半数の同意によりこれを決定する。

第 14 条 (経過規定)

2018 年度総会以前の規約に基づくパートナー会員のうち、第 3 条①の正会員に該当する者は、2018 年度総会の翌日から正会員に変更する。

第 15 条 (会則の改定)

本会則の改定は、総会決議事項とする。

附則:この会則の施行及び適用施行 1992 年 4 月 29 日、適用
1996 年 6 月 22 日、1998 年 6 月 14 日、2013 年 6 月 16 日、
2014 年 12 月 6 日、2015 年 2 月 15 日、2016 年 1 月 23 日、
2017 年 1 月 29 日、2018 年 2 月 10 日、2024 年 2 月 12 日